

平成30年度自然ふれあい全国ネットワーク（自然大好きクラブ）事業実施業務仕様書

1 業務の目的

「人と自然との豊かなふれあいの確保」は、環境基本法に位置付けられた環境の保全に関する基礎的施策の策定に係る指針の一つであり、生物多様性国家戦略2012-2020の基本戦略の一つ「生物多様性を社会に浸透させる」においても「『五感で感じる』原体験の機会を増やすことが重要」としている。これらを推進していくためには、様々な自然とのふれあいの場や自然体験イベント等に関する情報を一元化し、Webサイトを通じて広く国民に対し提供することが必要である。

また、平成28年より国民の祝日となった「山の日」に関連したイベントを、山に親しみ自然にふれあうきっかけとしてもらうため、広く国民に対し提供することが必要である。併せて、子どもが農山漁村地域等において自然体験プログラム等を体験することを推進する「学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に関する法律（案）」の整備が検討されているところであり、自然体験提供施設の情報を教育関係者等に発信する必要がある。

以上のことから、本業務は自然体験や山の日に関するイベント情報、施設情報等を、Webサイトを通じ広く国民に提供するものである。

2 業務内容

以下の業務を実施する。なお、実施に当たっては随時環境省担当官と協議を行うものとする。

(1) ホームページ「自然大好きクラブ」における情報の更新

環境省のホームページ「自然大好きクラブ」(<http://www.env.go.jp/nature/nats/>)における以下の項目について、最新の情報を収集した上で、ホームページを更新するためのコンテンツデータを作成し、環境省担当官へ提出する。提出前にはテストアップのページを作成し、環境省担当官の確認を得ること。

1) トップページのトピックス

当該ホームページの更新情報等各種のお知らせ事項を更新する（月1回程度）。

2) 自然体験イベント

全国で実施される自然体験イベント等の開催情報（年間3,500件程度）を毎月収集し、うち30件程度を「今月のおすすめイベント」ページ(<http://www.env.go.jp/nature/nats/gll/index.html>)へ掲載する。「今月のおすすめイベント」ページへ掲載できなかったイベント情報の掲載方法についても検討し、掲載するページを設ける（外部サイトの利用も可）。

また、別途、環境省担当官が提供するみどりの月間（期間外も含む）、自然に親しむ運動期間（期間外も含む）、全国・自然歩道を歩こう月間（期間外も含む）に実施される自然体験イベント情報（年間2,500件程度想定）のexcelデータを、Web掲載用に加工し、合わせて掲載すること。

3) 「山の日」ページ(<http://www.env.go.jp/nature/nats/yamano-hi/>)

①「国立公園の山」の更新

月に1回、環境省担当官と調整の上、国立公園内の山に関する情報を収集し、情報を更新する。

②関連イベント情報の収集・提供

全国で実施される山に関連するイベント等の開催情報（月30件程度）を収集し、トップページの「おすすめイベント」へ掲載（月1回、約6件程度）する。トップペー

ジの「おすすめイベント」へ掲載できなかったイベント情報の掲載方法についても検討し、掲載するページを設ける（外部サイトの利用も可）。

- 4) 「子どもパークレンジャー」ページ (<http://www.env.go.jp/kids/gokan/jpr/>)
環境省担当官が毎月提供する、平成30年度子どもパークレンジャーの活動予定、活動報告等の情報（月5～10件程度）を掲載する。

(2) 「探そう！！全国の自然体験」ページの更新

「探そう！！全国の自然体験」(<http://www.env.go.jp/kids/gokan/school/index.html>)ページの新たに掲載を希望する施設・団体があった場合には、掲載項目についてのアンケート（環境省担当官より提供する）を提出させ、回答内容をホームページ上に掲載を行う（年間20件程度想定）。また、各施設・団体の掲載情報について、修正・削除依頼があった場合には、随時対応すること（年間10件程度を想定）。

(3) 協議・打合せ

業務の期間中に打合せ協議を3回程度実施する。開催場所は、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室とする。

(4) その他

環境省担当官から「自然大好きクラブ」のサイト内において追加・修正依頼があった場合は、随時対応すること（年間20件程度想定）。

3 業務実施期間

平成31年4月2日から平成31年3月29日までとする。

4 成果物

(1) ホームページ更新用コンテンツデータ

※メール添付及びオンラインストレージ等により提出する。

(2) 業務報告書 3部（A4版、60頁程度）

(3) 業務報告書の電子データ及び業務期間中に作成したホームページコンテンツデータ一式を収納したDVD-R 2式

(4) 提出期限

(1) について：毎月25日、ただし、環境省担当官が指示した場合はその日。

(2) 及び(3) について：平成31年3月29日

(5) 提出場所：環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

※報告書等の提出物及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

5 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利

用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。

(6) 動的なコンテンツを含むホームページを作成する場合は(独)情報処理推進機構の下記の情報を参照し、外部からの不正な攻撃等への情報セキュリティ対策を実施すること。

①「安全なウェブサイトの作り方」(チェックリストを含む)

<http://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

②「セキュアプログラミング講座」

<http://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programming/index.html>

(7) ホームページの構築・運営等を含む業務(イベント等の周知のためのホームページを含む)にあつては、環境省 Web サーバ(www.env.go.jp)内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである「*.go.jp」を利用すること。

(8) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7 その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) ホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」並びに「動的コンテンツ構築ガイドライン」に基づくこと。

また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。
http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針210頁、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針211頁、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html><http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft社Word(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)

・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)

・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイトDATA.GO.JP(<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。